

Fight!  
Fukushima!

がんばろう  
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り ×

3月5日発行  
Vol.686

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

# 東日本大震災 とう 黙禱及び献花

東日本大震災から14年を迎える3月11日(火)に、亡くなられた方々の鎮魂と、被災地の復興を願い、地震発生時刻の午後2時46分に合わせて黙とうを捧げ、献花を行います。

- 献花式に参列希望の方は、開始時刻の午後2時45分までに会場にお越しください。
- 献花用のお花は会場にてご用意いたします。

●とき **3月11日** **火** 午後2時45分  
～3時

●ところ **総合福祉センター** 1階ロビー

●主催 三条市

●参加予定者 市内の避難者、三条市民ほか

※終了後も、当日は総合福祉センター開館時間内でどなたでも献花を行っていただけます。

- 総合福祉センター開館時間：午前9時～午後10時



(令和6年の様子)

## 目次

### ●被災自治体News

|      |    |
|------|----|
| 南相馬市 | 2  |
| 浪江町  | 14 |
| 双葉町  | 18 |

### ●全国健康保険協会(協会けんぽ)

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| ・東日本大震災に係る<br>令和7年3月1日以降の対応について | 20 |
|---------------------------------|----|

### ●NEXCO東日本

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| ・常磐自動車道 南相馬IC～新地IC<br>夜間通行止めのお知らせ | 21 |
|-----------------------------------|----|

### ●東京電力ホールディングス

|   |    |
|---|----|
| ・個人さまに対する請求書類<br>「生命・身体的損害に係る賠償」の<br>発送について | 22 |
|---|----|



## 南相馬市からのお知らせ

### 東日本大震災による被災者に係る国民健康保険の一部負担金の免除期間について

東日本大震災による被災者に係る一部負担金の免除期間については、下記のとおりです。医療機関を利用するときには忘れずに国民健康保険の保険証、資格確認書、マイナ保険証などと免除証明書を提示してください。

| 対象区分(世帯主で判定)  | 有効期限   |
|---|--|
| (1) 避難指示が継続中の帰還困難区域等の方  | 令和8年2月28日まで  |
| (2) 平成27年から令和5年の間に避難指示が解除された旧避難指示解除準備区域、旧居住制限区域および旧特定復興再生拠点区域の方 | 令和7年7月31日まで<br>◆令和7年3月1日から令和7年7月31日までの免除については、同じ世帯の国保加入者全員の令和5年度中の所得の合計が600万円を超える上位所得層の世帯は、免除対象外となります。 |

- 世帯内の国民健康保険加入者の増加や世帯主の変更、所得の変更によって、一部負担金等の免除措置の対象から外れる場合があります。
- 表内の(2)に該当する方で、国民健康保険加入世帯員の中に、税の申告が済んでいないなどの理由で所得の確認ができない方がいる場合は、一部負担金等免除証明書を交付できませんので、ご注意ください。
- 次の自己負担額の免除は、「平成24年2月29日まで」で終了しています。
  - ・ 入院時の食事療養と、生活療養に係る標準負担額の免除
  - ・ 柔道整復師や、あん摩、マッサージ師、指圧師、はり師、きゅう師による施術など
- 次の対象区分の方への免除は、「令和7年3月31日まで」で終了となります。
  - ・ 平成26年までに避難指示が解除された旧避難指示解除準備区域、旧緊急時避難準備区域および旧特定避難勧奨地点の方
  - ・ 震災による住宅の全半壊などの、被災以外の理由で免除されていた方

詳細は、次ページ「東日本大震災に係る国民健康保険税および一部負担金の減免措置の見直しについて」をご確認ください。

次ページへ続きます 

## お手元の保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルなどをご確認ください

前ページ記載の一部負担金免除期間が延長となるのは、南相馬市の国民健康保険に加入されている方のみです。

勤務先の健康保険に加入されている方は、勤務先の保険担当の方か、お手元の保険証または資格確認書などに記載されている健康保険組合などにお問い合わせください。

他市区町村の国民健康保険に加入されている方は、お手元の保険証または資格確認書に記載されている市区町村にお問い合わせください。

### ▶ マイナポータルから確認する方法について(マイナポータル)

<https://img.myna.go.jp/manual/03-01/0169.html>



問い合わせ

市民生活部 市民課 保険年金係

TEL 0244-24-5233

## 東日本大震災に係る国民健康保険税および一部負担金の減免措置の見直しについて【再掲載】

令和6年6月4日HP更新

原子力災害被災地域等における国民健康保険税・一部負担金等減免措置については、復興庁および厚生労働省において、「被保険者間の公平性等の観点から、避難指示解除の状況も踏まえ、適切な周知期間を設けつつ、激変緩和措置を講じながら、適切な見直しを行う」とされておりましたが、令和5年度以降、下記のとおり段階的に減免措置が縮小されることが決定されました。

## 平成26年までに解除された地域・震災による住宅の全半壊等

- 平成26年までに解除された地域  
南相馬市では20キロメートル～30キロメートル圏内  
(旧緊急時避難準備区域・旧特定避難勧奨地点)
- 震災による住宅の全半壊等

| 年度    | 保険税              | 一部負担金       |
|-------|------------------|-------------|
| 令和4年度 | 全額減免または全額免除      | 全額減免または全額免除 |
| 令和5年度 | 2分の1減免 <b>注意</b> | 全額減免または全額免除 |
| 令和6年度 | 特例終了             | 全額減免または全額免除 |
| 令和7年度 | 特例終了             | 特例終了        |

**注意** 半壊・大規模半壊の方は4分の1減免

次ページへ続きます

## 平成27年までに解除された地域

| 年度    | 保険税         | 一部負担金       |
|-------|-------------|-------------|
| 令和4年度 | 全額減免または全額免除 | 全額減免または全額免除 |
| 令和5年度 | 全額減免または全額免除 | 全額減免または全額免除 |
| 令和6年度 | 2分の1減免      | 全額減免または全額免除 |
| 令和7年度 | 特例終了        | 全額減免または全額免除 |
| 令和8年度 | 特例終了        | 特例終了        |

## 平成28年までに解除された地域

- 平成28年までに解除された地域  
**南相馬市では20キロメートル圏内**  
**(旧避難指示解除準備区域・旧居住制限区域)**

| 年度    | 保険税         | 一部負担金       |
|-------|-------------|-------------|
| 令和4年度 | 全額減免または全額免除 | 全額減免または全額免除 |
| 令和5年度 | 全額減免または全額免除 | 全額減免または全額免除 |
| 令和6年度 | 全額減免または全額免除 | 全額減免または全額免除 |
| 令和7年度 | 2分の1減免      | 全額減免または全額免除 |
| 令和8年度 | 特例終了        | 全額減免または全額免除 |
| 令和9年度 | 特例終了        | 特例終了        |

## 平成29年までに解除された地域

| 年度     | 保険税         | 一部負担金       |
|--------|-------------|-------------|
| 令和4年度  | 全額減免または全額免除 | 全額減免または全額免除 |
| 令和5年度  | 全額減免または全額免除 | 全額減免または全額免除 |
| 令和6年度  | 全額減免または全額免除 | 全額減免または全額免除 |
| 令和7年度  | 全額減免または全額免除 | 全額減免または全額免除 |
| 令和8年度  | 2分の1減免      | 全額減免または全額免除 |
| 令和9年度  | 特例終了        | 全額減免または全額免除 |
| 令和10年度 | 特例終了        | 特例終了        |

平成29年以降に解除された地域につきましても、解除後およそ10年程度で減免措置が終了されることとなっています。

問い合わせ 市民生活部 市民課 保険年金係

TEL 0244-24-5233

令和7年度南相馬市職員(大学卒程度 行政事務・福祉・土木・電気・建築【先行実施枠】)採用候補者試験を実施します 3月1日HP更新

## 先行実施枠を新設します

### ■ 早期に合格を決定

4月に1次試験を実施し、6月に最終合格を発表する予定です。

### ■ 特別な公務員対策は不要

第一次試験では次の試験を実施します。

- 行政事務、福祉：SPI
- 土木、電気、建築：専門試験

### ■ 福祉枠募集

福祉分野のスペシャリストとなる人材を募集します。

### ■ 通常枠との併願が可能

5月に募集予定の通常枠試験との併願が可能です。

## 募集職種

| 募集職種 | 採用予定数 |
|------|-------|
| 行政事務 | 13人程度 |
| 福祉   | 1人程度  |
| 土木   | 1人程度  |
| 電気   | 1人程度  |
| 建築   | 1人程度  |

## 受付期限

3月31日(月)

**注意** 受け付けはパブリックコネクトから電子申請によるものとします。  
3月31日(月)までに申請を終えたものまでとなります。

次ページへ続きます 

## 受験案内

### ▶ 受験案内(大卒程度(行政事務・福祉・土木・電気・建築)) [PDF]

[https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/2/202503\\_jukenannai\\_daisotsu.pdf](https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/2/202503_jukenannai_daisotsu.pdf)



## 提出書類

- 顔写真データ(上半身、脱帽、正面向き、比率:縦4×横3)

※パブリックコネクトへの会員登録時に必要となります。

## 受験資格

| 募集職種 | 受験資格  |
|------|---|
| 行政事務 | 平成7年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方(学歴は問いません)   |
| 福祉   | 平成7年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方で、社会福祉主事任用資格取得者、または令和8年3月末日までに取得見込みの方  |
| 土木   | 平成2年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方(学歴は問いません)   |
| 電気   | 平成2年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方(学歴は問いません)   |
| 建築   | 平成2年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方で、次のいずれかに該当する方、または準ずると認められる方 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 大学で建築の専門課程を履修した方</li> <li>● 令和8年3月末までに大学で建築の専門課程を履修見込みの方</li> <li>● 高等学校、高等専門学校で建築の専門課程を履修した方</li> </ul> |

## 試験日

4月12日(土)または13日(日)

## 試験会場

南相馬市役所(南相馬市原町区本町2-27)または市内公共施設

## 試験内容

- 行政事務・福祉

|       | 試験内容           |
|-------|----------------|
| 第1次試験 | SPI試験          |
| 第2次試験 | 個人面接、作文試験、身体検査 |
| 第3次試験 | 個人面接           |

次ページへ続きます 

## ●土木・電気・建築

|       | 試験内容           |
|-------|----------------|
| 第1次試験 | 専門試験、適性検査      |
| 第2次試験 | 個人面接、作文試験、身体検査 |
| 第3次試験 | 個人面接           |

## 受験申し込み

パブリックコネクトの「南相馬市役所」ページから申し込んでください。

- ▶ パブリックコネクト「南相馬市役所」ページ  
<https://public-connect.jp/employer/21822>



問い合わせ

総務部 総務課 人事給与係

TEL 0244-24-5222

## マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスの一時停止

2月28日HP更新

システムメンテナンス作業に伴い、マイナンバーカードを利用した証明書等のコンビニ交付サービスを一時停止します。

停止期間中はコンビニ等に設置されたマルチコピー機を利用した証明書等の交付ができなくなります。

ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

## 停止期間

- 3月8日(土)午前9時～13日(木)午前6時30分
- 3月14日(金)午後11時～16日(日)午前6時30分 ← 追加になりました。

問い合わせ

市民生活部 市民課 窓口サービス係

TEL 0244-24-5235

## 令和6年度第2回個人積算線量測定(令和6年7月～令和6年9月)結果

3月1日HP更新

## 実施概要

## (1) 測定期間

令和6年7月～9月

## (2) 測定者数

|      |      |     |      |
|------|------|-----|------|
| 374人 | 【内訳】 | 乳幼児 | 0人   |
|      |      | 小学生 | 8人   |
|      |      | 中学生 | 7人   |
|      |      | 高校生 | 5人   |
|      |      | 一般  | 354人 |

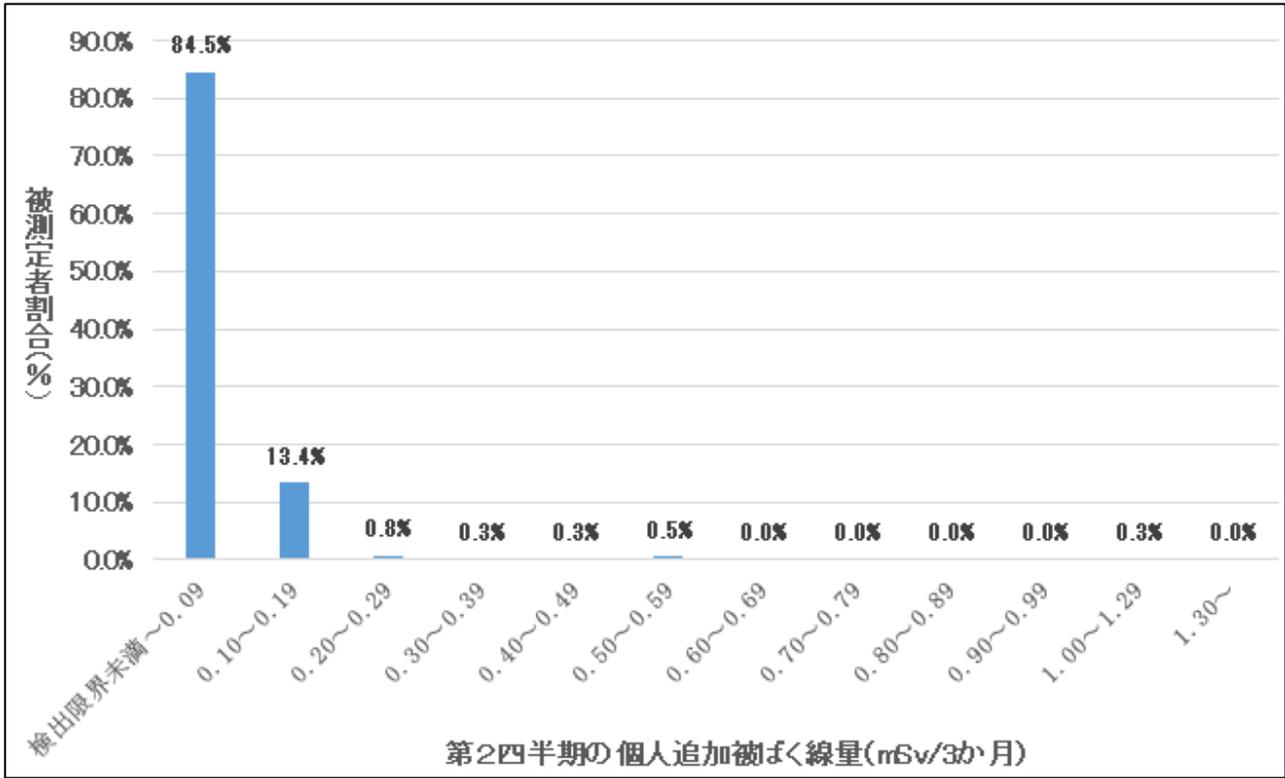
## 実施結果

- 測定期間:令和6年7月1日～9月30日
- 測定者数:374人

## 令和6年度(第2四半期)における個人追加被ばくの積算線量

| 個人追加被ばく線量(mSv/3カ月) | 人数(人) | 割合(%) |
|--------------------|-------|-------|
| 検出限界未満～0.09        | 316   | 84.5  |
| 0.10～0.19          | 50    | 13.4  |
| 0.20～0.29          | 3     | 0.8   |
| 0.30～0.39          | 1     | 0.3   |
| 0.40～0.49          | 1     | 0.3   |
| 0.50～0.59          | 2     | 0.5   |
| 0.60～0.69          | 0     | 0.0   |
| 0.70～0.79          | 0     | 0.0   |
| 0.80～0.89          | 0     | 0.0   |
| 0.90～0.99          | 0     | 0.0   |
| 1.00～1.29          | 1     | 0.3   |
| 1.30～              | 0     | 0.0   |
| 総計                 | 374   | 100.0 |

次ページへ続きます 

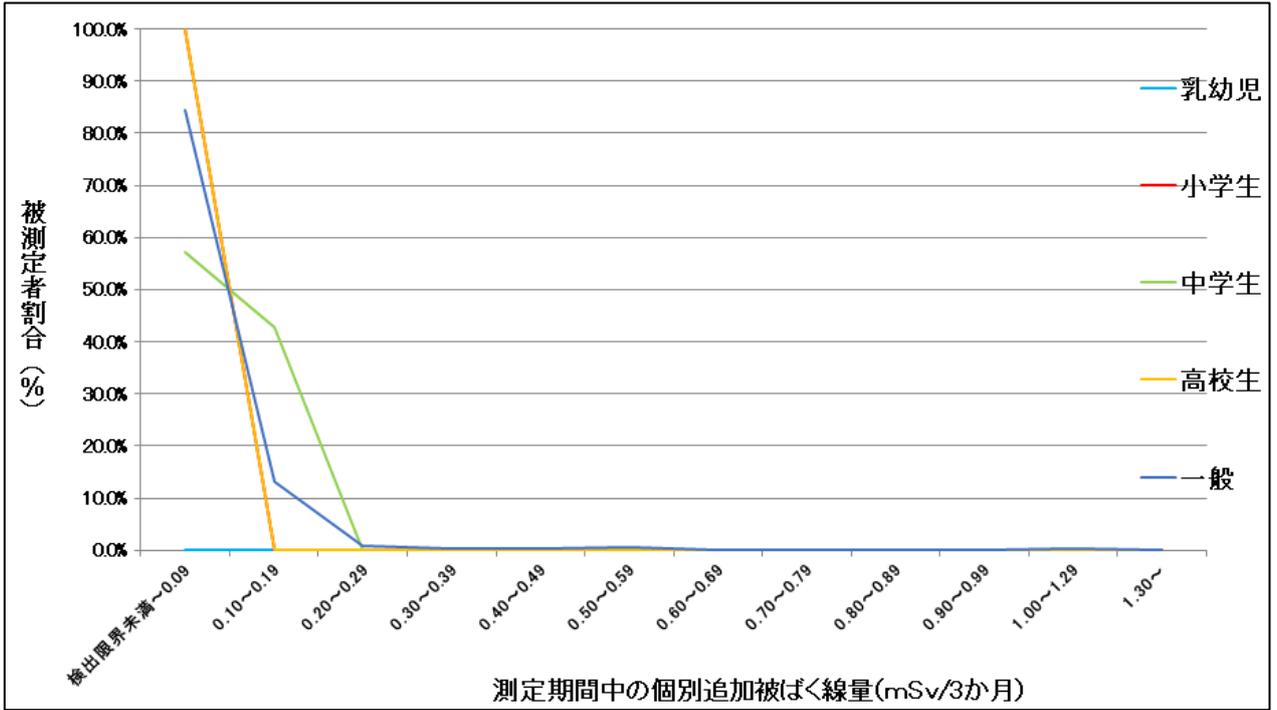


第2四半期における推定追加被ばく量は、被測定者の374人中366人(97.9%)が0.19mSv/3カ月以下となることがわかった。

令和6年度(第2四半期)における児童、生徒および一般人の種別ごとの個人追加被ばく線量

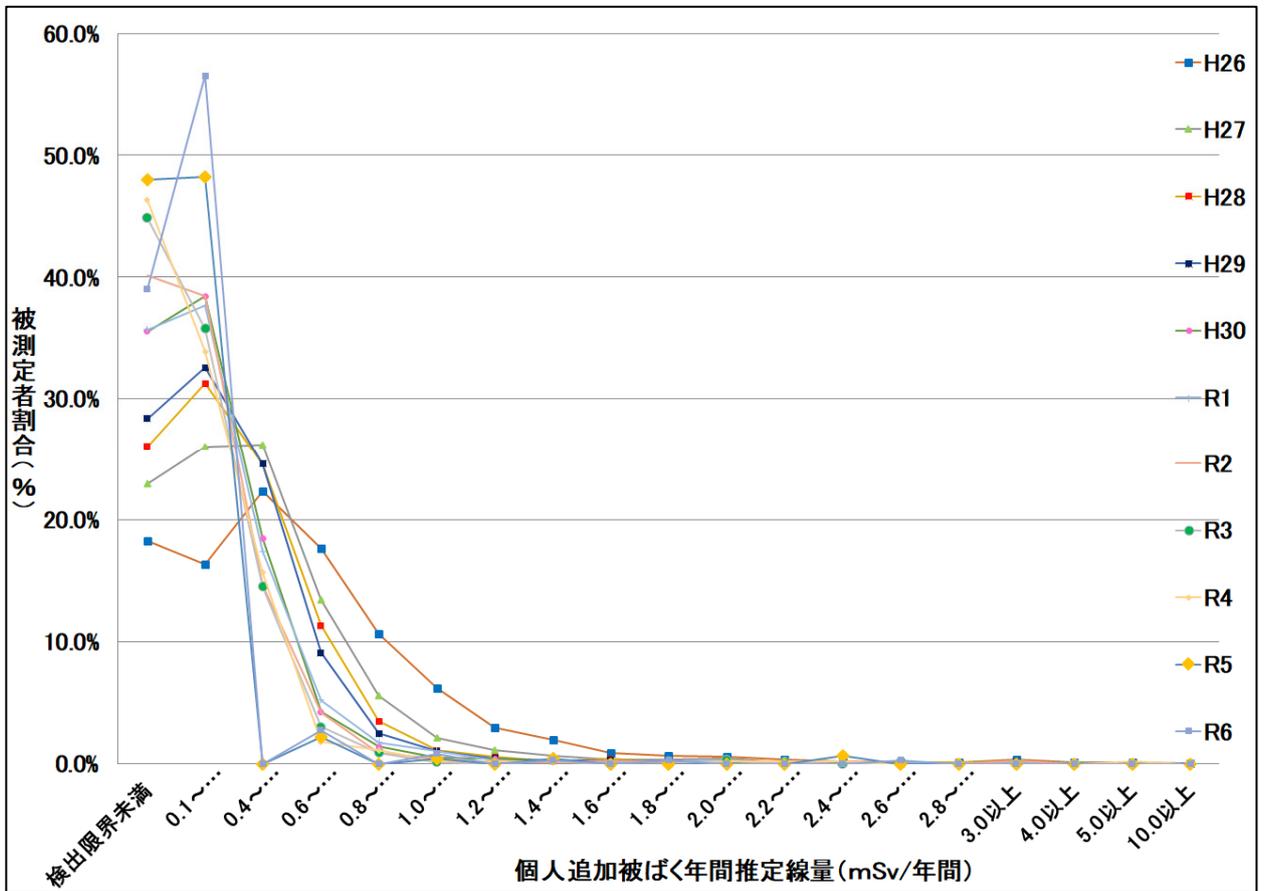
| 個人追加被ばく線量(mSv/3か月) | 乳幼児   |       | 小学生   |        | 中学生   |        | 高校生   |        | 一般    |        | 総計    |        |
|--------------------|-------|-------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
|                    | 人数(人) | 割合(%) | 人数(人) | 割合(%)  | 人数(人) | 割合(%)  | 人数(人) | 割合(%)  | 人数(人) | 割合(%)  | 人数(人) | 割合(%)  |
| 検出限界未満～0.09        | 0     | 0.0%  | 8     | 100.0% | 4     | 57.1%  | 5     | 100.0% | 299   | 84.5%  | 316   | 84.5%  |
| 0.10～0.19          | 0     | 0.0%  | 0     | 0.0%   | 3     | 42.9%  | 0     | 0.0%   | 47    | 13.3%  | 50    | 13.4%  |
| 0.20～0.29          | 0     | 0.0%  | 0     | 0.0%   | 0     | 0.0%   | 0     | 0.0%   | 3     | 0.8%   | 3     | 0.8%   |
| 0.30～0.39          | 0     | 0.0%  | 0     | 0.0%   | 0     | 0.0%   | 0     | 0.0%   | 1     | 0.3%   | 1     | 0.3%   |
| 0.40～0.49          | 0     | 0.0%  | 0     | 0.0%   | 0     | 0.0%   | 0     | 0.0%   | 1     | 0.3%   | 1     | 0.3%   |
| 0.50～0.59          | 0     | 0.0%  | 0     | 0.0%   | 0     | 0.0%   | 0     | 0.0%   | 2     | 0.6%   | 2     | 0.5%   |
| 0.60～0.69          | 0     | 0.0%  | 0     | 0.0%   | 0     | 0.0%   | 0     | 0.0%   | 0     | 0.0%   | 0     | 0.0%   |
| 0.70～0.79          | 0     | 0.0%  | 0     | 0.0%   | 0     | 0.0%   | 0     | 0.0%   | 0     | 0.0%   | 0     | 0.0%   |
| 0.80～0.89          | 0     | 0.0%  | 0     | 0.0%   | 0     | 0.0%   | 0     | 0.0%   | 0     | 0.0%   | 0     | 0.0%   |
| 0.90～0.99          | 0     | 0.0%  | 0     | 0.0%   | 0     | 0.0%   | 0     | 0.0%   | 0     | 0.0%   | 0     | 0.0%   |
| 1.00～1.29          | 0     | 0.0%  | 0     | 0.0%   | 0     | 0.0%   | 0     | 0.0%   | 1     | 0.3%   | 1     | 0.3%   |
| 1.30～              | 0     | 0.0%  | 0     | 0.0%   | 0     | 0.0%   | 0     | 0.0%   | 0     | 0.0%   | 0     | 0.0%   |
| 総計                 | 0     | 0.0%  | 8     | 100.0% | 7     | 100.0% | 5     | 100.0% | 354   | 100.0% | 374   | 100.0% |
| 3か月測定平均(mSv/3か月)   | 0.00  |       | 0.03  |        | 0.08  |        | 0.01  |        | 0.05  |        | 0.05  |        |

次ページへ続きます



第2四半期の個人追加被ばく量から推測すると、4倍して、年間1mSv/年を超える可能性のある方は、一般人にわずかに見られるに過ぎなかった。

年間推定追加被ばく線量の経年変化(第1四半期)



次ページへ続きます

経年するにつれ、少しずつ年間推定線量も低くなっていることが分かるが、近年ではすでに自然界から受ける被ばく量との差異がなくなってきており、ここからさらに大幅に低下することはないと予想される。

## 今回の結果

- 令和6年度の第2四半期(令和6年7月～令和6年9月)の個人追加被ばく線量は、被測定者374人中366人が0～0.19mSv/3カ月の範囲にあり、その値から推定される個人被ばく線量は、限度値(1mSv/年)に達しないことがわかりました。
- 3カ月間の積算線量を4倍にして年間の追加被ばく線量を推定した際、年間被ばく限度値が1mSv/年を超える可能性のある人が8人(0.2～1.29mSv/3カ月)おられました。年間被ばく量は、1人を除き限度値を超えないことが確認されています。

## ■評価およびコメント

測定結果について、南相馬市放射線健康対策委員長からの評価およびコメントは次のとおりとなります。

- ◆ これまでの科学的知識で判断すると、昨年度の結果同様、測定者全員の被ばく線量は、健康影響が心配されるレベルではありませんでした。

問い合わせ

健康福祉部 健康づくり課 放射線健康係

TEL 0244-44-2121

 **みなみそうまチャンネル**  
南相馬市

 電話でのお問合せ  
TEL:0244-26-5663



<http://www.minamisoma.tv/channel/>

## 今週の番組

- 毎時 00分～ オープニング&今週の番組  
01分～ 南相馬市長 3月 定例記者会見  
28分～ 博物館通信 vol.28  
39分～ 月刊 図書館通信 3月号  
48分～ 春の全国火災予防運動  
58分～ 南相馬市役所からのお知らせ

番組内容 [2/28～3/7]

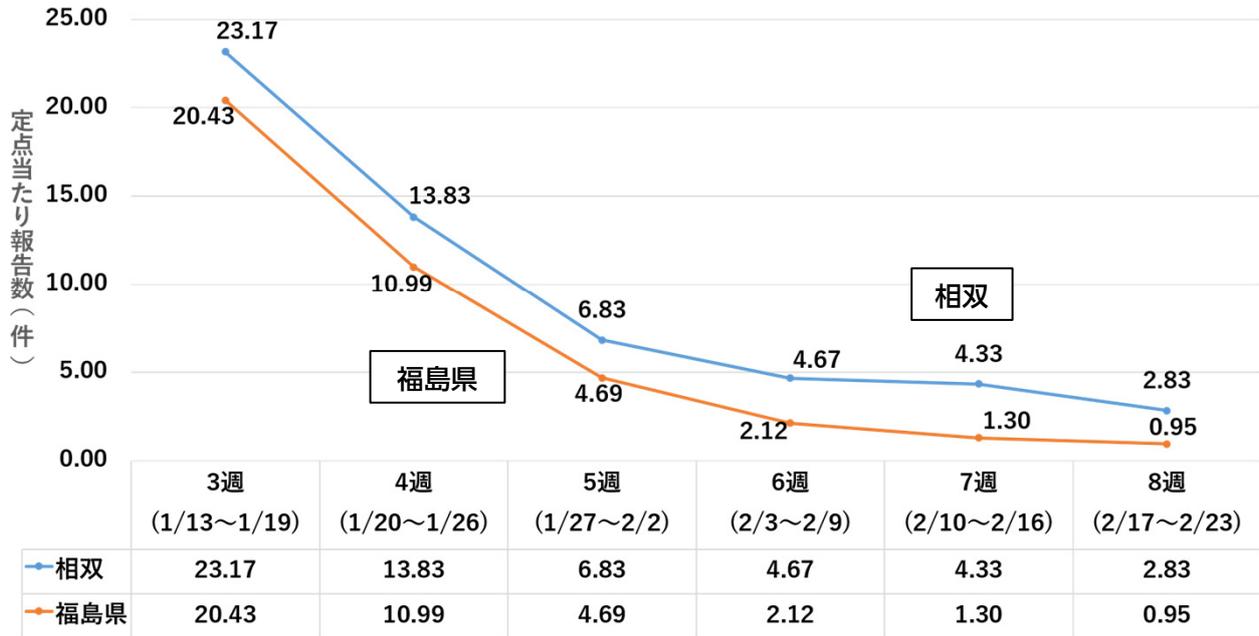


みなまーくん

インフルエンザ発生動向

2月27日HP更新

インフルエンザ発生動向（相双地域・福島県）



定点当たりの報告数については以下をご確認ください。

なお、相双保健所管内の市町村は、南相馬市、相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村の12市町村となります。

▶ 福島県感染症発生動向調査報告(福島県ホームページ)

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21910a/kansenshojoho.html>



問い合わせ

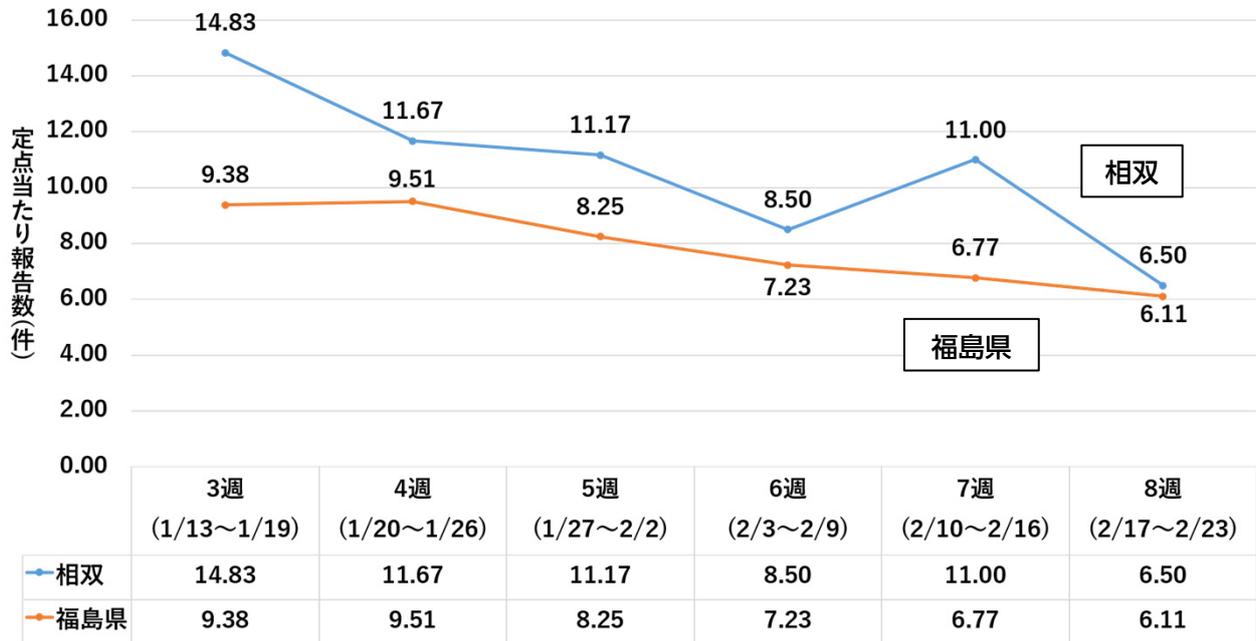
健康福祉部 健康づくり課 健康支援係

TEL 0244-23-3680

新型コロナウイルス感染症の発生動向について

2月20日HP更新

新型コロナウイルス感染症発生動向（相双地域・福島県）



定点当たりの報告数については、下記ホームページでご確認ください。

▶ 新型コロナウイルス感染症の発生動向について(福島県ホームページ)

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045i/covid19-data.html#teiten>



なお、相双保健所管内の市町村は、南相馬市、相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村の12市町村となります。

感染対策のポイント

感染予防を心がけ体調を整えるようにしましょう。  
 高齢者や基礎疾患のある方が感染した場合は、重症化するおそれがあります。  
 感染対策として「マスクの着用を含めた咳エチケット」や「手洗い（手指消毒）」、「換気」等が効果的です。



咳エチケット



マスク着用



手洗い



換気

問い合わせ

健康福祉部 健康づくり課 健康支援係

TEL 0244-23-3680



## 浪江町からのお知らせ

【令和7年3月1日から】 証明書コンビニ交付サービスが始まります

2月22日HP更新

## コンビニ交付にはこんなメリットがあります

マイナンバーカードをお持ちの方は、全国のコンビニエンスストアなどで行政証明書が取得できるようになります。

早朝、夜間、休日でも証明書が取得できますので、ぜひご利用ください。

- 窓口に来庁しなくてもよい。
- 郵便で請求しなくてもよい。
- 土曜日・日曜日、祝祭日や夜間など閉庁している時間でも利用できる。
- 全国どこでもコンビニなどで証明書を取得できる。

## マイナンバーカードを利用して コンビニなどで証明書を取得！！

マイナンバーカードを使って、コンビニなどで住民票の写し・印鑑証明書等が取得できます。

いつでも



お昼休みや夜間、休日でもご本人の都合に合わせて証明書が取れます。

どこでも



出先で証明書が急に必要になったときも、近くにコンビニがあればすぐに取れます。

簡単に



マルチコピー機のタッチパネルを操作し、簡単に取得できます。申請書の記入は不要です。

次ページへ続きます

## 取得できる証明書

浪江町のコンビニ交付サービスでは、**住民票の写し、印鑑登録証明書、所得・課税(非課税)証明書**の3種類がとれます。

### ■住民票の写し

|         |  |
|---------|--|
| 取得できるもの | <ul style="list-style-type: none"> <li>本人のみ、世帯全部、世帯の一部を選択できます。</li> <li>世帯主氏名・続柄、本籍・筆頭者氏名を記載するかどうか、選択できます。</li> </ul>  |
| 手数料     | 200円   |
| 注意事項    | <ul style="list-style-type: none"> <li>同居していても、住民登録上、別世帯の人はとれません。</li> <li>マイナンバー、住民票コードを記載したものはとれません。</li> <li>閲覧制限している人及び同一世帯の人のものはとれません。</li> <li>除票になっている人(転出者、転出予定者、死亡者など)のものはとれません。</li> </ul> |

### ■印鑑登録証明書

|         |  |
|---------|--|
| 取得できるもの | 事前に印鑑登録をしている本人のみです。  |
| 手数料     | 200円   |
| 注意事項    | <ul style="list-style-type: none"> <li>閲覧制限している人、その人と同一世帯の人はとれません。</li> <li>転出予定者(転出届を提出した人)はとれません。</li> <li>印鑑登録証ではコンビニ交付は利用できません。</li> </ul> |

### ■所得・課税(非課税)証明書

|         |  |
|---------|--|
| 取得できるもの | <ul style="list-style-type: none"> <li>1月1日現在、浪江町に住民登録がある本人のもの</li> <li>最新年度のもの</li> </ul> |
| 手数料     | 200円   |
| 注意事項    | 過年度分のは発行できません。   |

## コンビニ交付で取得できない証明書の例

- マイナンバー、住民票コードを記載した住民票(除票)の写し
- 住民票記載事項証明書
- 特別な事情により閲覧制限をしている人がいる世帯の住民票の写し、印鑑登録証明書
- 戸籍、戸籍の附票
- 担当職員により内容確認が必要な証明書
- 休日や夜間に戸籍の届出をした場合、事務処理に一定の期間を要するため、この間は発行ができません。

次ページへ続きます 

## 利用できる方

- 浪江町に住民登録がある人(15歳以上)
  - 利用者証明用電子証明書※がついているマイナンバーカード(またはスマートフォン)をお持ちの人
- ※ マイナンバーカードのICチップに登録されている電子証明書のことで、マイナンバーカード作成申請時に4桁のパスワード(暗証番号)を設定しています。

## 利用に必要なもの

- 利用者証明用電子証明書付きのマイナンバーカード(またはスマートフォン)
- 暗証番号(数字4桁、利用者証明用電子証明書用)
- 手数料(取得できる証明書の表をご確認ください)

## 利用できる時間

- 午前6時30分から午後11まで(利用する店舗の営業時間内に限ります。)
- 土曜日・日曜日、祝祭日も利用できます。
- システムメンテナンス時は利用できません。

## 利用できる場所

- 全国のローソン、セブン-イレブン、ファミリーマート、ミニストップ、イオンなど
- マルチコピー機(キオスク端末)を設置している店舗

## 【コンビニ交付の操作手順はこちら！】

1. コンビニのマルチコピー機(キオスク端末)から「行政サービス」を選択します。
2. 「証明書交付サービス」を選択します。
3. マイナンバーカードをマルチコピー機(キオスク端末)にセットします。
4. 利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)を入力します。
5. 取得したい証明書を選択します。
6. 必要な枚数を入力します。
7. 内容の確認をして、手数料をマルチコピー機(キオスク端末)に入れます。
8. 証明書と領収書が発行されます。

次ページへ続きます 

## ご注意ください

- 15歳未満の人は、コンビニ交付サービスはご利用できません。
- マイナンバーカード交付当日は利用できません。交付された翌日から利用可能になります。
- 住民基本台帳カード、通知カード、印鑑登録証では、コンビニ交付サービスは利用できません。
- 4桁の暗証番号を連続で3回まちがえると利用できなくなります。
- 証明書を誤って取得した場合でも、返金・交換はできません。
- 手数料が免除される場合でも、コンビニ交付サービス利用はお金がかかります。後から返金もできません。

## 【暗証番号にロックがかかってしまった場合】

全国のセブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップのマルチコピー機で、マイナンバーカードに搭載された電子証明書の暗証番号の再設定(初期化)ができます。

※ 詳しくは

- ▶ 地方公共団体情報システム機構(コンビニでの暗証番号初期化サービス)

[https://www.j-lis.go.jp/jpki/idreset/idreset\\_index.html](https://www.j-lis.go.jp/jpki/idreset/idreset_index.html)



※ 手続きにはスマートフォン専用アプリ「Jpki暗証番号リセット」のダウンロードが必要です。

- ▶ Android用Jpki暗証番号リセットアプリのダウンロード

<https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.Jpki.Jpkipinreset>



- ▶ iPhone用Jpki暗証番号リセットアプリのダウンロード

[https://apps.apple.com/jp/app/jpki%E6%9A%97%E8%A8%BC%E7%95%AA%E5%8F%B7%E3%83%AA%E3%82%BB%E3%83%83%E3%83%88/id1591199086?ign-itscg=30200&ign-itsct=apps\\_box\\_link](https://apps.apple.com/jp/app/jpki%E6%9A%97%E8%A8%BC%E7%95%AA%E5%8F%B7%E3%83%AA%E3%82%BB%E3%83%83%E3%83%88/id1591199086?ign-itscg=30200&ign-itsct=apps_box_link)



問い合わせ

住民課 住民係

TEL 0240-34-0230

# 浪江町民の居住状況(令和7年2月28日現在)

## 【都道府県別】(福島県外)

| 都道府県       | 人数         | 都道府県 | 人数 | 都道府県      | 人数           |
|------------|------------|------|----|-----------|--------------|
| 北海道        | 54         | 山梨県  | 32 | 徳島県       | 1            |
| 青森県        | 40         | 長野県  | 53 | 香川県       | 4            |
| 岩手県        | 36         | 岐阜県  | 17 | 愛媛県       | 6            |
| 宮城県        | 905        | 静岡県  | 62 | 高知県       | 4            |
| 秋田県        | 32         | 愛知県  | 36 | 福岡県       | 20           |
| 山形県        | 103        | 三重県  | 7  | 佐賀県       | 4            |
| 茨城県        | 919        | 滋賀県  | 6  | 長崎県       | 12           |
| 栃木県        | 446        | 京都府  | 31 | 熊本県       | 6            |
| 群馬県        | 129        | 大阪府  | 66 | 大分県       | 5            |
| 埼玉県        | 631        | 兵庫県  | 21 | 宮崎県       | 10           |
| 千葉県        | 542        | 奈良県  | 5  | 鹿児島県      | 8            |
| 東京都        | 821        | 和歌山県 | -  | 沖縄県       | 21           |
| 神奈川県       | 404        | 鳥取県  | 1  | 国外        | 12           |
| <b>新潟県</b> | <b>266</b> | 島根県  | 6  | <b>合計</b> | <b>5,857</b> |
| 富山県        | 15         | 岡山県  | 24 |           | (前月 5,868)   |
| 石川県        | 19         | 広島県  | 7  |           |              |
| 福井県        | 7          | 山口県  | 1  |           |              |

## 【福島県内市町村別】

| 市町村   | 人数    | 市町村   | 人数 | 市町村        | 人数            |
|-------|-------|-------|----|------------|---------------|
| 福島市   | 2,113 | 鏡石町   | 5  | 三春町        | 62            |
| 会津若松市 | 170   | 天栄村   | 1  | 小野町        | 13            |
| 郡山市   | 1,531 | 南会津町  | 7  | 広野町        | 39            |
| いわき市  | 2,916 | 北塩原村  | 2  | 榑葉町        | 25            |
| 白河市   | 242   | 西会津町  | 3  | 富岡町        | 35            |
| 須賀川市  | 148   | 磐梯町   | 3  | 川内村        | 6             |
| 喜多方市  | 16    | 猪苗代町  | 17 | 大熊町        | 10            |
| 相馬市   | 384   | 会津坂下町 | 19 | <b>浪江町</b> | <b>1,458</b>  |
| 二本松市  | 859   | 会津美里町 | 10 | 葛尾村        | 5             |
| 田村市   | 63    | 西郷村   | 97 | 新地町        | 79            |
| 南相馬市  | 1,774 | 泉崎村   | 7  | 飯館村        | 2             |
| 伊達市   | 104   | 中島村   | 2  | 県内         | 1             |
| 本宮市   | 431   | 矢吹町   | 38 | <b>合計</b>  | <b>13,058</b> |
| 桑折町   | 112   | 棚倉町   | 5  |            | (前月 13,074)   |
| 国見町   | 23    | 塙町    | 1  |            |               |
| 川俣町   | 44    | 石川町   | 6  |            |               |
| 大玉村   | 169   | 古殿町   | 1  |            |               |

|       |             |
|-------|-------------|
| 避難者総数 | 18,915      |
|       | (前月 18,942) |



## 双葉町からのお知らせ

### 医療費一部負担金等免除期間の延長について

2月28日HP更新

医療費一部負担金等の免除期間が延長されましたので、対象の方へ新しい免除証明書(有効期限令和7年7月31日)を発送いたしました。

なお、令和7年8月1日以降の免除証明書については、あらためてお知らせします。

※ 医療機関で一部負担金の免除を受けるためには、窓口で一部負担金等免除証明書の提示が必要です。

※ 社会保険等の医療保険にご加入の方の医療費一部負担金等の免除については、ご加入の社会保険等の保険者へ直接お問い合わせください。

問い合わせ

健康福祉課

TEL 0240-33-0131

## 証明書コンビニ交付サービスの一時停止について

3月3日HP更新

システムメンテナンスのため下記の日程で証明書コンビニ交付サービスを停止いたします。利用者の皆さまには、ご不便をおかけしますが、ご了承いただきますようお願いいたします。

## 停止期間

3月11日(火)～12日(水)の終日

## 利用できないサービス

コンビニ交付サービスで扱うすべての証明書および戸籍の利用者登録申請

※ 3月13日(木)の午前6時30分から利用できます。

問い合わせ

戸籍税務課

TEL 0240-33-0132

## 双葉町公式YouTubeチャンネルから

## 【4Kドローン映像】ふたは空撮 2025年2月12日撮影

福島県双葉町をドローンで撮影した映像です。

2022年8月30日に一部地域の避難指示が解除された双葉町の様子をさまざまな角度で空撮しています。

## ▼今回の撮影場所

0:19 中野地区復興産業拠点

0:33 JR双葉駅東側

0:59 JR双葉駅西側

▶ <https://youtu.be/3I68OV51crA>

# 東日本大震災に係る全国健康保険協会の 令和7年3月1日以降の対応について

協会けんぽおよび船員保険の加入者のうち、福島第一原発の事故に伴う警戒区域等の被災者にかかる、令和7年3月1日以降の医療機関における窓口での一部負担金(※1)の免除措置につきましては、次の区分に応じて取り扱うこととなりました。

令和7年3月以降も医療機関等における窓口での一部負担金の免除措置の継続となる方には、更新した免除証明書を令和7年2月末にお送りしています。お手元に届かない場合は、お手数ですが都道府県の協会けんぽ支部までお問い合わせください。

なお、一部負担金免除措置につきましては、令和7年度から避難指示解除地域ごとに段階的に終了する予定となっております。

| 対象区分   | 有効期限      |
|--|-----------|
| 平成26年までに旧緊急時避難準備区域等の指定が解除された区域の上位所得層(※2)に該当しない方  | 令和7年3月31日 |
| 現に帰還困難区域に指定されている区域の方   | 令和8年2月28日 |
| 次の区域等の方であって、上位所得層に該当しない方(※3)<br>・旧緊急時避難準備区域の方<br>・特定避難勧奨地点の指定を受けていた方<br>・旧帰還困難区域の方<br>・旧居住制限区域の方<br>・旧避難指示解除準備区域の方<br>・旧特定復興再生拠点区域の方(令和6年9月30日までは有効) | 令和8年2月28日 |

- (※1) 被保険者とその被扶養者が保険医療機関・保険薬局および指定訪問看護事業者で受けた療養に係る一部負担金をいいます。
- (※2) 上位所得層とは、事業主から受ける毎月の給料などの報酬の月額が、53万円以上の被保険者をいいます。
- (※3) 上位所得層から一般所得層(標準報酬月額50万円以下)に所得区分の改定が行われた場合は、改めて免除申請をさせていただくことで所得区分の改定された月から免除措置の対象となり、一部負担金が免除されます。

## 【ご注意ください】

会社を退職するなどして保険証が変わった場合には、今回お届けした免除証明書は使用できなくなりますので、新しい保険証の発行者にあらためて一部負担金の免除の申請をさせていただき、免除証明書の交付を受けてください。

問い合わせ

全国健康保険協会(協会けんぽ) 新潟支部

TEL 025-242-0260



# E6 常磐自動車道 上下線 南相馬IC～新地IC 夜間通行止めのお知らせ

4月1日(火)～4月15日(火)夜20時から翌朝5時まで  
～舗装補修工事等を行います～

3月3日  
東日本高速道路株式会社

NEXCO東日本いわき管理事務所(福島県いわき市)では、E6 常磐自動車道 南相馬ICから新地ICにおいて、舗装補修工事等を行うため、夜間通行止めを実施します。

お客さまには大変ご迷惑をおかけしますが、お出かけの際には時間にゆとりをもってくださいませよう、ご理解とご協力をお願いします。

## ■通行止め区間・日時

### 【1】南相馬IC～相馬IC(上下線)

実施日：4月1日(火)～4月10日(木)  
予備日：4月16日(水)～4月23日(水)

### 【2】相馬IC～新地IC(上下線)

実施日：4月11日(金)～4月15日(火)  
予備日：4月16日(水)～4月23日(水)

各日夜20時～翌朝5時(土・日、祝日を除く)



※地理院地図(国土地理院)をもとに、NEXCO東日本が加工

通行止め区間【1】内にあるサービスエリアについては以下のとおり閉鎖します。

南相馬鹿島SA 夜20時～翌朝5時

※荒天時は、予備日に順延します。

※工事実施判断は、X(旧Twitter)などでお知らせします。



問い合わせ

NEXCO東日本 お客様センター

TEL 0570-024-024 または 03-5308-2424

# 個人さまに対する請求書類 「生命・身体的損害に係る賠償」の発送について

2月26日

東京電力ホールディングス株式会社  
福島復興本社

当社福島第一原子力発電所の事故により、今なお、福島県および広く社会の皆さまに多大なるご心配とご負担をおかけしていることにつきまして、心より深くお詫び申し上げます。

「生命・身体的損害に係る賠償」につきまして、以下の通りご請求の受付を開始させていただきますので、お知らせいたします。請求書類をご希望される方は、大変お手数ですが、末尾に記載の「福島原子力補償相談室(コールセンター)」までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

- ・ご請求対象期間: 2024年12月1日から2025年2月28日まで(原則3カ月単位)
- ・ご請求受付開始: 2025年3月1日

なお、当社事故により避難等を余儀なくされたことで、生命・身体的損害によって就労不能損害を被られている方につきましても、「生命・身体的損害に係る賠償」にて就労不能損害をご請求くださいますようお願い申し上げます。

## 問い合わせ

<原子力事故による損害に対する賠償に関する問い合わせ先 >  
福島原子力補償相談室(コールセンター)

 0120-926-404

午前9時～午後7時(月～金(除く休祝日))  
午前9時～午後5時(土・日・休祝日)

## 避難先住所等の届け出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム(避難者名簿)に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。

- ・転居したので住所が変わった(変わる予定である)
- ・家族構成が変わった  
(子が進学などで転出、帰還した家族がいる など)
- ・避難生活が終了した(避難の意思を有しなくなった)

## 連絡先

三条市 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

## 三条市に避難している 世帯数と人数(2025.3.5現在)

| 市町村名   | 世帯数 | 人数 |
|--------|-----|----|
| 小高区    | 13  | 32 |
| 原町区    | 3   | 3  |
| 南相馬市 計 | 16  | 35 |
| 浪江町    | 3   | 10 |
| 双葉町    | 1   | 1  |
| 郡山市    | 3   | 7  |
| 合計     | 23  | 53 |

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号  
Tel 0256-34-5511